

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	温泉利用制限命令等	
根拠法令・条項	温泉法第 3 1 条第 2 項	
所 管 課	保健所 生活衛生課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・ 設定 法第 3 1 条第 1 項第 1 号の「公衆衛生上必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当するときとする。 （１）温泉の成分が地震その他地殻の変動を契機として有害な成分に変化したとき。 （２）従来成分のほかに亜硫酸ガスその他の有害ガスが多量に併発するに至ったとき。 [参考] 温泉法第 1 5 条 温泉法第 3 1 条	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	